

## 子どもの療育環境等に関するアンケート

### 実施概要

担当部局	実施期間	対象者数	回答者数	回答率
医務国保課	2010年05月14日から 2010年05月31日まで	1368	994	72%

三重県のこども家庭室要保護児童支援グループです。

子どもをとりまく環境は大きく変化し、とりわけ、障がい又は障がいの疑いのある子どもには、医療や福祉の専門機関の連携や地域機関の充実等、総合的な療育機能の強化が求められています。

三重県では、草の实りハビリテーションセンター（肢体不自由児施設）や小児心療センターあすなろ学園（第1種自閉症児施設を含む医療機関）において、身体に障害のある子どもや自閉症児、情緒障がい児等の療育を行っています。

このたび、三重県こども家庭室では、施設の療育環境や障がいのある子どもの地域における療育等について、電子アンケートにより広く県民の皆様の関心や意識などご意見を聞かせていただき、今後の施策に反映したいと考えています。

〈参考〉

※肢体不自由児施設：肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設（児童福祉法第43条の3）

※第1種自閉症児施設：知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする知的障がい児施設のうち、自閉性を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要するものを入所させる施設（児童福祉法第42条）

### ■ Q1 療育について

あなたは療育という言葉をご存じですか。

※療育：療育とは医療、訓練、教育、福祉などの現代の科学を総動員して障がいを克服し、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成すること

合計	994	
はい（言葉も意味も知っている）	225	22.6%
はい（言葉は知っているが、意味はわからない）	282	28.4%
いいえ（言葉も意味も知らない）	487	49.0%

### ■ Q2 発達障がいについて

あなたは、発達障がいという言葉をご存じですか。

※発達障がい：発達障害者支援法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。（発達障害者支援法第2条）

合計	994	
はい（言葉も意味も知っている）	624	62.8%
はい（言葉は知っているが、意味はわからない）	322	32.4%
いいえ（言葉も意味も知らない）	48	4.8%

### ■ Q3 ノーマライゼーションについて

あなたはノーマライゼーションという言葉をご存じですか。

※ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

合計	994	
はい（言葉も意味も知っている）	267	26.9%
はい（言葉は知っているが、意味はわからない）	216	21.7%
いいえ（言葉も意味も知らない）	511	51.4%

### ■ Q4 ノーマライゼーションに対する考え

あなたは、ノーマライゼーションの考え方について、どう思いますか。

合計	994	
理解できる	729	73.3%
理解できない	45	4.5%
よくわからない	210	21.1%
関心がない	10	1.0%

### ■ Q5 施設の認知

あなたは、療育施設である県の施設「草の実リハビリテーションセンター」及び「小児心療センターあすなろ学園」をご存じですか。

合計	994	
はい（両方とも知っている）	198	19.9%
はい（草の実リハビリテーションセンターだけ知っている）	32	3.2%
はい（小児心療センターあすなろ学園だけ知っている）	320	32.2%
いいえ（両方とも知らない）	444	44.7%

### ■ Q6 施設の利用

あなた又はあなたのご家族が、「草の実リハビリテーションセンター」又は「小児心療センターあすなろ学園」をご利用いただいたことがありますか。

合計	994	
ある（両施設）	6	0.6%
ある（草の実リハビリテーションセンターのみ）	8	0.8%
ある（小児心療センターあすなろ学園のみ）	24	2.4%

ない	956	96.2%
----	-----	-------

### ■ Q7 草の実リハビリテーションセンターの取組について

センターでは、児童福祉法における肢体不自由児施設として、入所及び外来診療を行っています。それ以外にもセンターの機能や人材を活用して、肢体不自由児巡回療育相談や乳幼児発達相談、障がい児療育相談など、県内各地に出向き、診察・訓練指導を行っています。  
このような取組について、どう思いますか。

合計	994	
積極的に取組んだほうがいい	714	71.8%
できれば取組んだほうがいい	198	19.9%
取組まなくてもいい	3	0.3%
よくわからない	75	7.5%
その他	4	0.4%

### ■ Q8 小児心療センターあすなる学園の取組について

「小児心療センターあすなる学園」についてお聞きます。  
あすなる学園では、児童福祉法における第1種自閉症児施設として入所及び外来診療等を行っています。それ以外にもあすなる学園の専門機能や人材を活用し、さまざまな事業を関係機関と連携して行っています。特に最近では、「発達障がい児への途切れのない支援」のため、こどもの発達総合支援室を設置し、あすなる学園の専門機能を活かし、発達障がいの早期発見のための手法の研究と普及、市町の人材育成や仕組みづくりを行っています。  
このような取組について、どう思いますか。

合計	994	
積極的に取組んだほうがいい	729	73.3%
できれば取組んだほうがいい	198	19.9%
取組まなくてもいい	5	0.5%
よくわからない	58	5.8%
その他	4	0.4%

### ■ Q9 療育施設として、県の施設に求められる施設環境

「草の実リハビリテーションセンター」及び「小児心療センターあすなる学園」に求められる施設環境は何だとお考えですか。次の中からお選び下さい。

※バリアフリー：高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的なバリア、情報面でのバリアなどすべてのバリアを除去するという考え方。

合計	994	
耐震化等安全な施設環境	178	17.9%
バリアフリー化	358	36.0%
個室	44	4.4%
ゆとりある居室空間	154	15.5%
親子入所や短期入所などができる施設	475	47.8%

専門的な医師やスタッフの配置	612	61.6%
高度で専門的な療育が行える施設設備	332	33.4%
一ヶ所で複数の科に受診ができる	219	22.0%
よくわからない	90	9.1%
関心がない	6	0.6%
その他	15	1.5%

### ■ Q10 療育施設として、県の施設に求められる機能

子どもの療育や発達支援に関して、地域における療育相談や日常生活の具体的な技術支援等については、市町が担っています。

療育施設である県の施設（「草の実リハビリテーションセンター」及び「小児心療センターあすなろ学園」）に求められる機能は何だとお考えですか。次の中からお選び下さい。

合計	994	
専門的な子どもの療育施設の拠点	560	56.3%
専門機関としての高度な専門技術や人材の集積	414	41.6%
市町や関係機関等への技術的支援	313	31.5%
市町や関係機関との連携機能	480	48.3%
子どもの問題の調査・研究・分析	199	20.0%
障がいに対する認知など広報・啓発	348	35.0%
よくわからない	81	8.1%
関心がない	8	0.8%
その他	10	1.0%

### ■ Q11 障がい児等が地域で安心して暮らすための取組について

障がいまたは障がいの疑いのある子ども達が、地域で安心して暮らすために、必要な取組は何だとお考えですか。次の中からお選び下さい。

合計	994	
子どもの問題等を早期発見するための仕組み	332	33.4%
療育施設や福祉サービスの充実	436	43.9%
市町における相談窓口の充実	291	29.3%
施設や社会生活におけるバリアフリーの整備	176	17.7%
障がい等に関する正確な知識や理解を深めるための広報・啓発	386	38.8%
障がい児や家族の心のケア	458	46.1%
障がい児や家族の技術的支援	226	22.7%

医療・福祉・教育等関係機関の連携	299	30.1%
よくわからない	32	3.2%
関心がない	6	0.6%
その他	22	2.2%

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。  
All Rights Reserved, Copyright(C)2006.Mie Prefecture